

第4章 消防用設備等の技術基準
第1 消火器具

第4章 消防用設備等の技術基準

第1 消火器具

1 消火器の種類

原則として、粉末（A B C）消火器 10 型以上とする。

ただし、粉末消火器では消火困難と認める燃焼物がある場合は、浸透性のある強化液消火器等とする。

2 消火器の設置場所

政令第 10 条第 1 項及び第 2 項並びに省令第 6 条第 6 項及び第 9 条第 1 号から第 3 号までの規定によるほか、次による。

- (1) 政令第 10 条第 1 項第 4 号に規定する「建築物その他の工作物」には、建築物の屋上及び屋外において貯蔵し、又は取り扱う施設並びに土地に定着する建築物以外の工作物及び建基法第 2 条第 1 号で建築物から除かれる施設（貯蔵槽等）も含まれる。
- (2) 政令第 10 条第 2 項第 2 号に規定する「通行又は避難に支障がなく」とは、通常の通行の際に消火器を足に引っ掛けて倒すことがなく又は避難の際に邪魔になることがない、人目に触れやすい通路の端又は壁面をいう。
- (3) 政令第 10 条第 2 項第 2 号に規定する「使用に際して容易に持ち出すことができる箇所」とは、廊下、通路、室の出入口付近の場所をいう。
- (4) 省令第 6 条第 6 項に規定する「防火対象物の各部分」には、ピロティ、ポーチ等で屋内的用途に供しない部分、吹きさらしの廊下、バルコニー、ベランダ及び屋外階段の部分で、床面積に算定しない部分は含まない。
（第 1-1 図参照）
- (5) 省令第 6 条第 6 項に規定する「20m」とは、通常の歩行可能な経路を基にした距離をいう。したがって、机、椅子、什器その他の歩行に障害となる物（床や壁に固定されたもの、又は容易に移動することができないものに限る。）がある場合は、当該歩行に障害となる物を避け、実際に歩行可能な部分の導線（実際に人が歩いた場合の通常の動線により図った距離）により測定する。この場合の測定方法は、専ら導線の中心線で求める必要はなく、最短距離で測定して差し支えない。（第 1-2 図参照）
- (6) 省令第 9 条第 2 号に規定する「消火剤が凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次のア及びイに掲げる場所をいう。
 なお、屋外に設置する場合は、消火器を格納箱に収納するなど、消火器を保護するための有効な措置を講ずること。
 ア 本体容器、バルブ、キャップその他の部品が腐食するおそれのない場所
 イ 消火器に表示された使用温度範囲外となるおそれのない場所
- (7) 避難階（建基令第 13 条第 1 号に規定する避難階をいう。）以外の階で、開口部のない壁で区画する場合は、当該区画する部分ごとに消火器を設置すること。（第 1-3 図参照）
- (8) 第 1-4 図の例に示すとおり、A 及び B 部分に消火器が必要な複合用途防火対象物には、階ごとに A、B 部分の各々に消火器を設置する。ただし、1 階の B 部分が狭小で、当該部分において、火気の使用がなく、多量の可燃物が存在せず、能力単位の数値を満たすものであって、当該部分から A 又は B 部分の上階の消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる場合に限り、1 階の B 部分には消火器の設置を要しない。
- (9) 第 1-5 図の例に示すとおり、メゾネットの共同住宅その他 2 階層以上で一の住戸となるもので、消火器を階ごとに設けることが適当でないと認めるものは、能力単位の数値を満たすものであって、当該階の各部分から上階又は下階の消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる場合に限り、当該階には消火器の設置を要しない。
- (10) 劇場、映画館その他客席を設けるもの又は体育館、プール、展示場その他大空間を有するもので、当該部分から消火器の歩行距離が 20m を超える場合は、能力単位の数値を満たすものに限り、当該部分の通行、観覧又はスポーツ競技に支障がない周壁又は最も近い廊下若しくは通路に消火器を設置することで足りると解して差し支えない。
- (11) 精神病床、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設で、精神疾患の患者、痴呆の者等のいたずらによる消火器の使用、損壊、撤去等が著しく、有効にその機能を達しえない状況であるなど、消火器の保守管理に支障をきたすと認める場合は、能力単位の数値を満たすものに限り、防火対象物の各部分から一の消火器に至る歩行距離が 20m を超える場合においても、職員が常駐する室に集中して消火器を設置することがで

第4章 消防用設備等の技術基準

第1 消火器具

きる。

3 能力単位の数値

- (1) 省令第6条第1項から第3項まで及び第5項に掲げる能力単位の数値の算定に際して、1未満の端数は切り上げて算定する。
- (2) 省令第6条第1項から第3項までの規定により、消火器を設置する場合は、**第1-1表**の左欄に掲げる対象物の区分に従い、右欄に掲げる消火器の能力単位の数値を用いて、必要な個数を算定する。

第1-1表

対象物の区分		消火器の能力単位の数値
1	政令第10条第1項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる防火対象物	A火災に対する能力単位の数値
2	少量危険物のうち、法別表第1に掲げる第4類の危険物又は指定可燃物のうち、危政令別表第4に掲げる可燃性固体類若しくは可燃性液体類を貯蔵し、又は取り扱う場所	B火災に対する能力単位の数値
3	2以外の少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場所	A火災に対する能力単位の数値

- (3) 省令第7条第2項、同令第8条第1項及び第2項の規定を適用して消火器の能力単位の数値を減少した場合であっても、同令第6条第6項に規定する歩行距離を緩和してはならない。

4 付加設置

消火器具を付加設置する部分には、原則として、次の(1)から(4)までに定めるところにより、当該部分にその消火に適応する消火器を設置する。ただし、政令第10条第1項の規定に基づき設置する消火器が、付加設置する部分に設置する消火器と同一の適用性を有し、かつ、能力単位の数値及び消火器に至る歩行距離を満たす場合にあっては、消火器の設置は、1個以上として差し支えない。（**第1-6図**参照）

- (1) 少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物貯蔵取扱所における消火器の設置等
 - ア 少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所が政令別表第一に掲げる防火対象物に該当するときは、法第17条第1項及び政令第10条第2項の規定に基づき、危険物の性質に応じた消火器具を設置する。
なお、法第17条第1項に基づき設置した消火器具は、法第17条の3の3の規定により点検し、維持管理すること。
 - イ 省令第6条第3項の規定により、少量危険物貯蔵取扱所及び指定可燃物を貯蔵取扱所に設ける消火器の種類は、粉末消火器（ABC）10型とする。ただし、少量危険物のうち、第1類のアルカリ金属の過酸化物若しくはこれを含有するもの、第2類の鉄粉、金属粉若しくはマグネシウム若しくはこれらのいずれかを含有するもの、第3類の自然発火性物質及び禁水性物質又は第5類の自己反応性物質は、この限りでない。
- (2) 電気設備

省令第6条第4項に規定する「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」とは、条例第44条第9号から第13号に掲げるものをいう。
- (3) 火気を使用する場所

省令第6条第5項に規定する「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、条例第44条第1号から第8号の2に掲げるもの（条例第44条第6号に規定する「乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）」については、消費量が3kw以下のものを除く。）を使用する場所及び次に掲げる場所をいう。

 - ア 飲食店の小規模ガスコンロ設置場所
 - イ 社員食堂の厨房
 - ウ 学校の家庭科実習実習教室の厨房機器を設置した場所

第4章 消防用設備等の技術基準

第1 消火器具

(4) 屋上又は屋外に設置する場合

第1-7図の例に示すとおり、政令第10条第1項各号に掲げる防火対象物の屋上又は屋外において、条例第44条第1号から第3号まで、第7号の2、第9号から第13号までに掲げる設備を設置する場合は、当該設備のある場所の各部分から一の消火器具に至る歩行距離が20m以下となるように消火器を設置すること。

5 標識

省令第9条第4号に規定する標識は、次による。ただし、消火器を直接視認することができる状態で設置し、かつ、日本産業規格（JIS）及び国際標準化機構（ISO）に定める消火器のピクトグラムを設ける場合は、省令第9条第4号に規定する標識の設置を要しない。（**第1-8図**参照）

(1) 標識の大きさ

短辺 8 cm以上、長辺 24 cm以上

(2) 色

地は赤色、文字は白色

6 省令第7条第1項に規定する大型消火器の設置

危政令別表第4で定める数量の500倍以上の指定可燃物に対して大型消火器（能力単位の数値がA火災に適用するものにあつては10以上、B火災に適用するものにあつては20以上有する消火器をいう。）を設け、かつ、省令第6条の規定による消火器具を設置する必要がある。

7 簡易消火用具

政令第7条第2項第1号に規定する簡易消火用具は、次による。

(1) 材質等

ア 水バケツ及び消火専用バケツ

容量は8ℓ以上10ℓ以下で、かつ、容易に変形しないもの

イ 膨張ひる石

JIS A5009に適合するもの

ウ 膨張真珠岩（真珠岩を材料としたものに限る。）

JIS A5007に適合するもの

(2) 設置場所

ア 省令第6条第1項に規定する簡易消火用具の能力単位の数値の算定は、例えば、水バケツ3個の集団をもって1単位として算定するため、設置する場所ごとに、水バケツ3個をまとめて設置する。

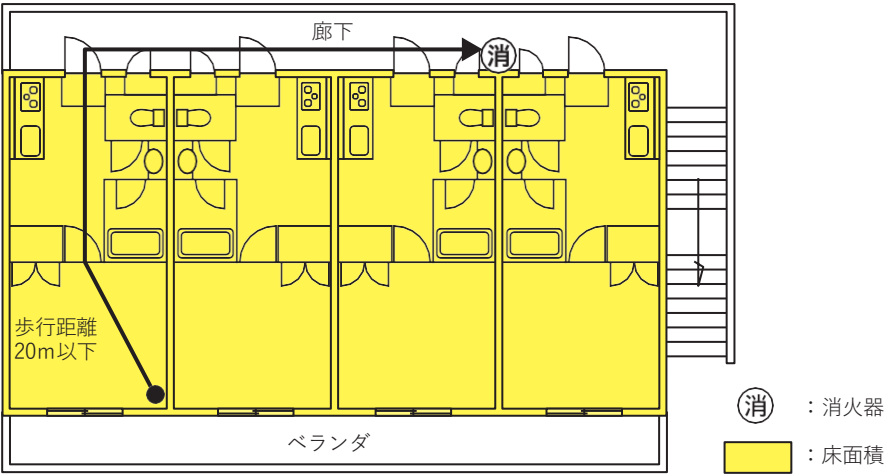
イ 水槽に付置する消火専用バケツは、当該水槽の直近の場所に設置する。

ウ 省令第9条第2号に規定する「凍結し、変質し、又は噴出するおそれが少ない箇所」とは、次に掲げる場所をいう。

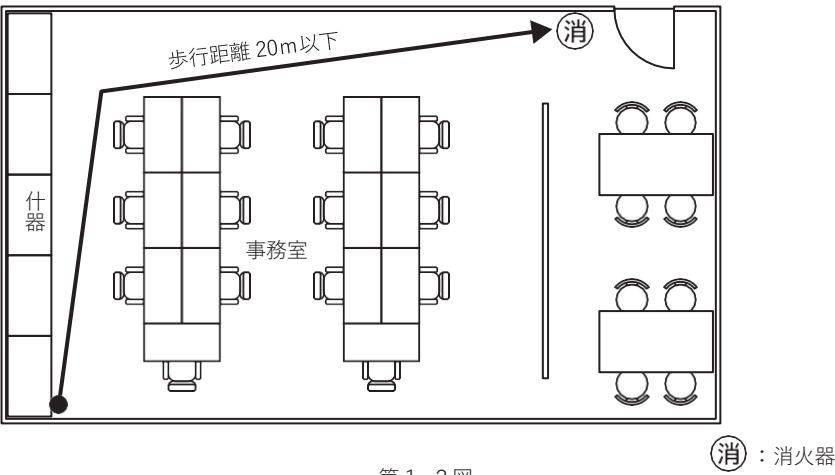
(ア) 水槽、消火専用バケツその他の部品が腐食するおそれのない場所

(イ) 乾燥砂、膨張ひる石又は膨張真珠岩にあつては、雨水等がかかるおそれのない場所

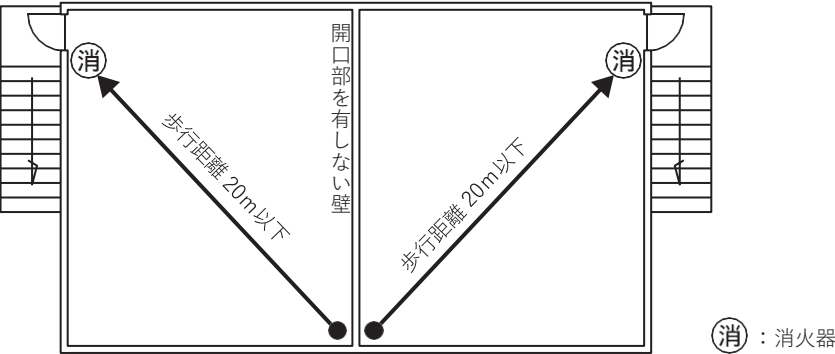
第4章 消防用設備等の技術基準
第1 消火器具



第 1 - 1 図

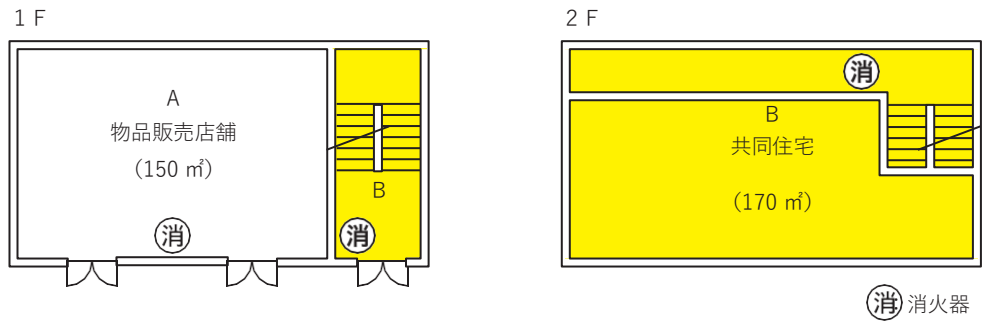


第 1 - 2 図

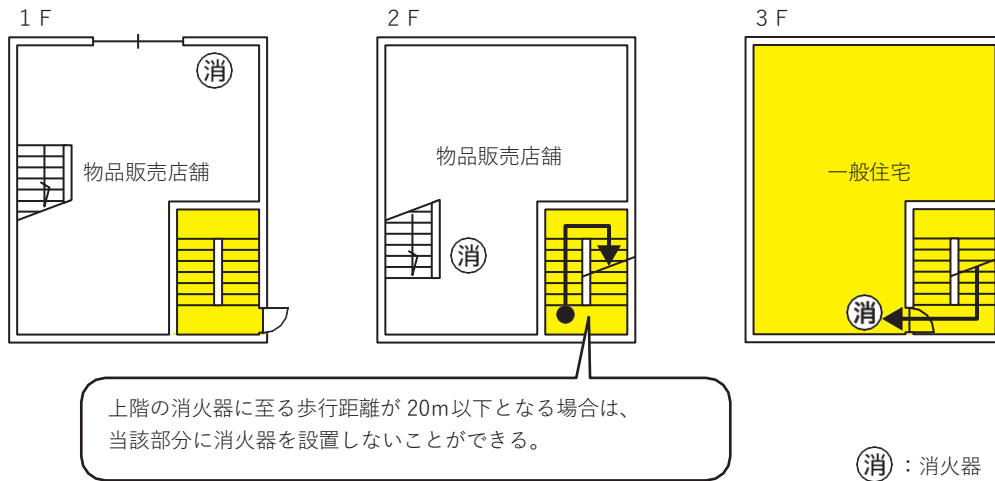


第 1 - 3 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第1 消火器具



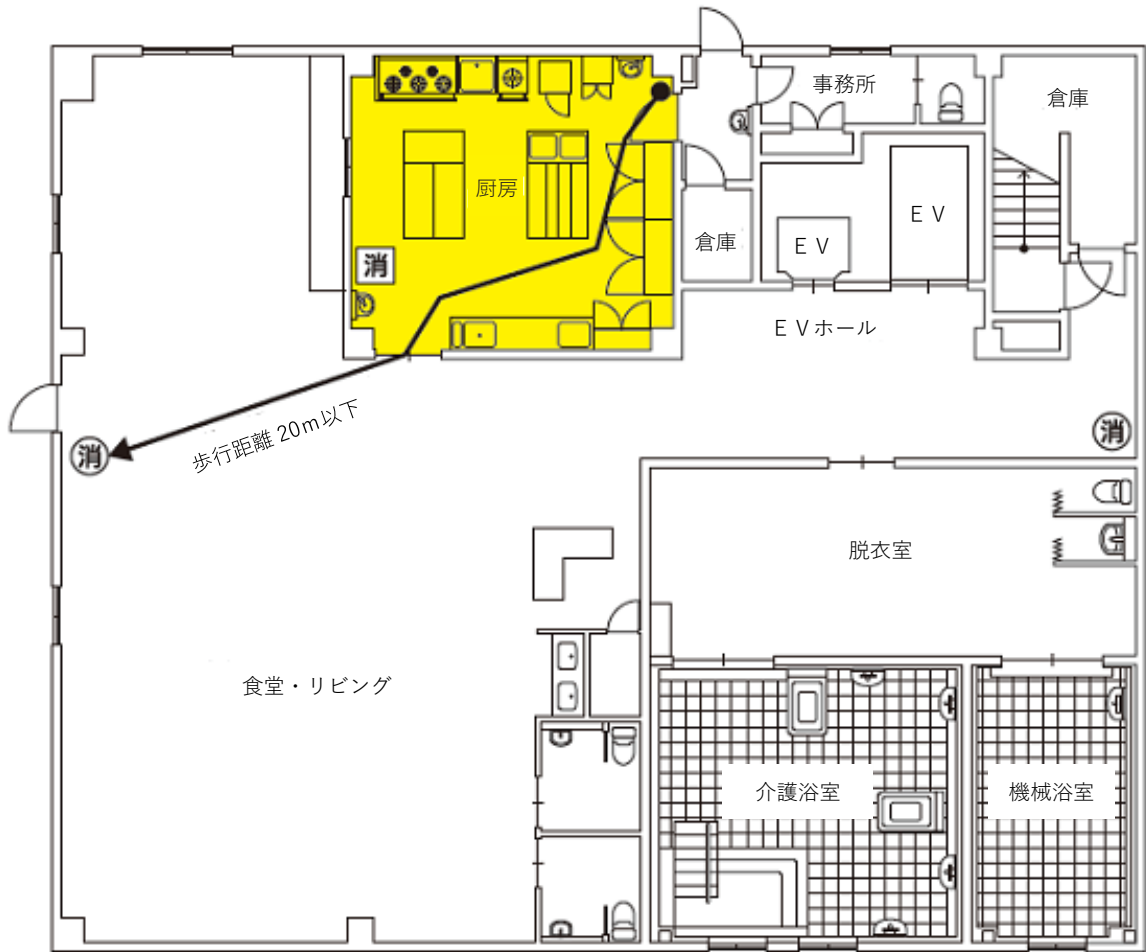
第 1 - 4 図



第 1 - 5 図

第4章 消防用設備等の技術基準
第1 消火器具

(6)項口に掲げる防火対象物（火気を使用する設備が設けられた場所）



(防火対象物の規模)

用 途	(6)項口
延べ面積	2,100 m ²
能力単位 の数値	$2,100 \text{ m}^2 \div 100 = 21$ $A \geq 21$

(火気を使用する設備が設けられた場所)

用 途	厨房設備
床面積	36 m ²
能力単位 の数値	$36 \text{ m}^2 \div 25 = 1.44$ $A \geq 2$

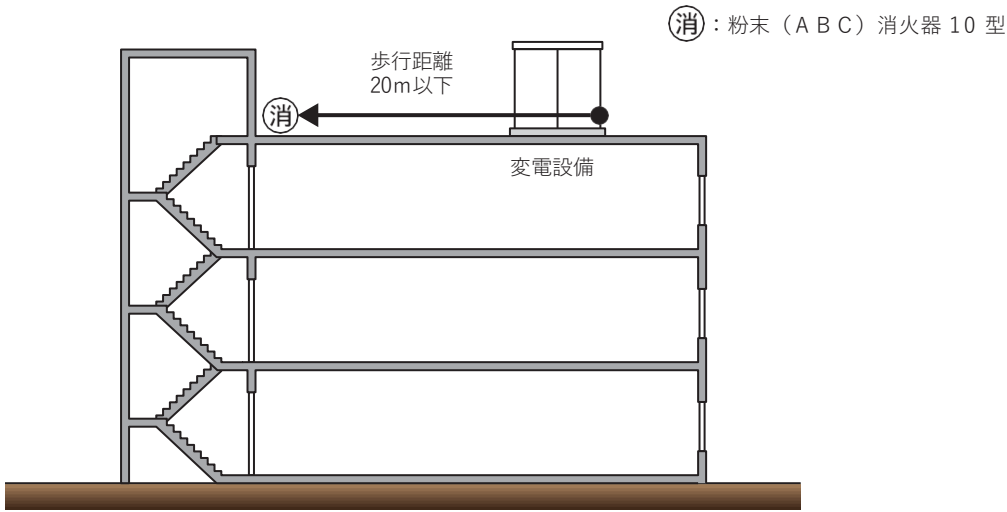
- ☉：能力単位の数値がA火災に適応するものにあつては3、B火災に適応するものにあつては7有する粉末（ABC）消火器
- ☒：能力単位の数値がA火災に適応するものにあつては1、B火災に適応するものにあつては1有する噴霧ノズルを付けた強化液消火器



厨房に設置された強化液消火器1個及び防火対象物用として食堂に設置された粉末消火器1個により、火気を使用する設備が設けられた場所の能力単位の数値（2以上必要）及び消火器に至る歩行距離を満足することから、厨房に消火器2個を設置する必要はないものとして取り扱うことができる。
ただし、設置される消火器の能力単位の数値の合計が、防火対象物及び付加設置部分に必要とされる能力単位の数値を満足する場合に限る。

第1-6図

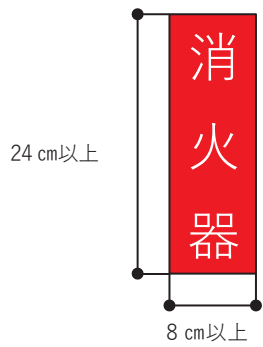
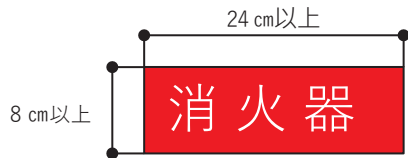
第4章 消防用設備等の技術基準
第1 消火器具



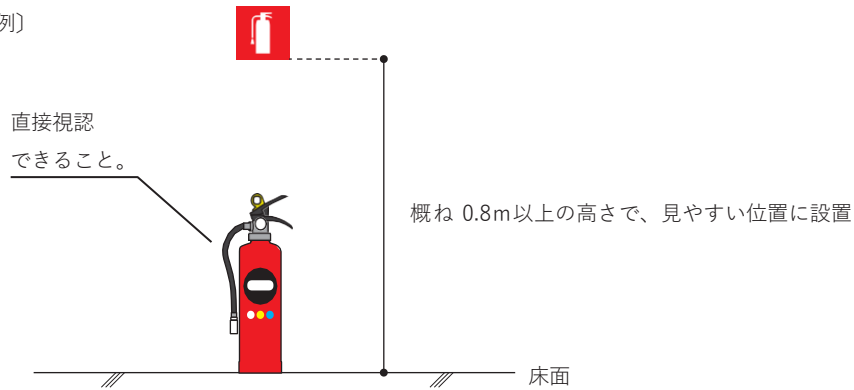
第1-7図

〔標識の大きさ〕

地：赤色
文字：白色



〔ピクトグラムの設置例〕



第1-8図